

# 「部落差別の解消の推進に関する法律」が 平成 28 (2016) 年 12 月 16 日から施行されました。

この法律は、現在もなお存在する部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的に掲げるとともに、差別の解消に向けて、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じた、相談体制の充実、教育及び啓発に努めるとともに、国が行う実態調査に協力するよう定めています。

## 部落差別（同和問題）とは

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。

現在もなお存在する部落差別に関する人権問題には、次のような例が挙げられます。

### ◆ 結婚・就職等における差別

出身地等を理由に結婚に反対されたり、就職で不利益な取扱いを受けるなどの差別行為が発生しています。また、本籍地や家族の職業などを調べる身元調査も、結婚・就職等における不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。国は、職業安定法や同法に基づく指針で「求職者等の個人情報の取扱い」を定めています。ハローワークを中心に地方公共団体においても公正な採用選考や身元調査の根絶に取り組んでいます。

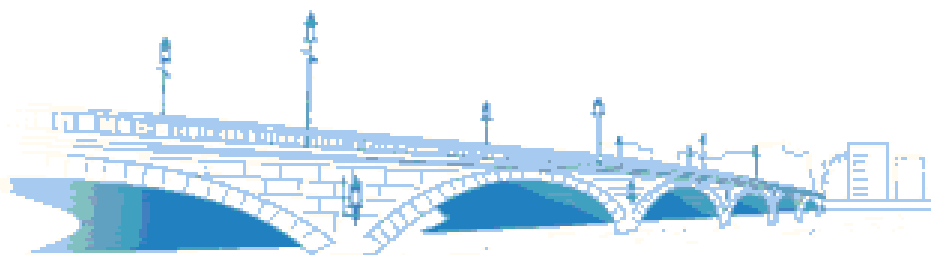
### ◆ 差別書き込み

インターネットを利用して、差別を助長・誘発する情報を意図的に流布する行為が大きな社会問題になっており、この法律が制定されるきっかけとなりました。

### ◆ えせ同和行為

部落差別を口実に企業等に不当な圧力をかけ、高額書籍購入や寄附金・示談金と称した金銭要求をするもので、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

～ 一人ひとりの人権が大切にされる新潟  
市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち ～



新潟市